

平 成 2 5 年 度
税 制 改 正 要 望

平成24年9月5日
農 林 水 産 省

〔税制改正要望事項（新規・延長）〕

第 1 農業経営の安定化

- 1 農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の 2 年延長等（所得税・法人税）
- 2 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）の 2 年延長（登録免許税）
- 3 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置（取得価格の1/3控除）の 2 年延長（不動産取得税）
- 4 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除額の引上げ（800万円→1,200万円）（所得税・法人税）
- 5 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等における営農困難時貸付けの要件緩和（障害の範囲の見直し）（贈与税・相続税・不動産取得税）
- 6 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等の継続要件の明確化（非農地の取り扱い）（贈与税・相続税・不動産取得税）
- 7 農林中央金庫、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の合併に係る課税の特例の 3 年延長（法人税）
- 8 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の 2 年延長（登録免許税）

【経産省等 2 省共管】

- 9 農業協同組合及び漁業協同組合等が貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除）の 2 年延長（不動産取得税）
- 10 土地改良法に掲げる土地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の 2 年延長（不動産取得税）
- 11 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ（法人税・法人住民税・事業税）

【金融庁共管】

第 2 農林水産関連産業の振興

- 1 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（30％）の2年延長（所得税・法人税）
- 2 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置（面積の1/4控除）の1年3月延長（事業所税）
- 3 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（控除額上限を税額の20％→30％）（所得税・法人税）
【経産省等7省共管】
- 4 金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置（所得税・個人住民税）
【金融庁等3省庁共管】
- 5 金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の措置（委託者保護基金に係る経過措置）（法人税・法人住民税・事業税）
【経産省共管】
- 6 技術研究組合の所得計算の特例措置（圧縮記帳）の2年延長（法人税）
【経産省等4省共管】
- 7 独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う所要の措置（複数税目）

第 3 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- 1 バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の特例措置（バイオディーゼル相当分を減免）の創設（軽油引取税）
【経産省等3省共管】
- 2 バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置（バイオエタノール相当分を減免）の5年延長（揮発油税）
【経産省等3省共管】
- 3 次の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却制度（10％等）の2年延長等（所得税・法人税）
 - （1）振興山村（拡充・2年延長）
【国交省共管】
 - （2）半島振興対策実施地域（2年延長）
【国交省共管】
 - （3）過疎地域（2年延長）
【総務省等3省共管】
 - （4）離島振興対策実施地域（2年延長）
【国交省共管】
 - （5）奄美群島（1年延長）
【国交省共管】

第 4 森林・林業施策の推進

- 1 森林吸収源対策等の推進に資する税財源の確保
- 2 木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置（面積の3/4控除）の拡充（事業所税）
- 3 農林中央金庫、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の合併に係る課税の特例の3年延長（法人税）（再掲）
- 4 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）（再掲）
【経産省等2省共管】
- 5 独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う所要の措置（複数税目）（再掲）

第 5 水産施策の推進

- 1 農林中央金庫、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の合併に係る課税の特例の3年延長（法人税）（再掲）
- 2 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）（再掲）
【経産省等2省共管】
- 3 農業協同組合及び漁業協同組合等が貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除）の2年延長（不動産取得税）（再掲）
- 4 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ（法人税・法人住民税・事業税）（再掲）
【金融庁等5省庁共管】
- 5 独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う所要の措置（複数税目）（再掲）

第 6 消費税率の引上げに備えた税制上の特例措置の創設

- 1 農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置（建物附属設備、機械・装置又は器具・備品を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%））の創設（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 2 商業・サービス中小企業活性化税制（建物附属設備又は器具・備品を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除（7％））の創設（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

【経産省等2省共管】

- 3 事務処理能力の向上に資する少額減価償却資産の導入促進のための特例措置（30万円未満の償却資産の非課税）の創設（固定資産税）

【経産省共管】

〔税制改正見直し事項（廃止）〕

- 1 農業協同組合等が貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除）の廃止（H A C C P 法関係）（不動産取得税）

- 2 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置（4年間税額の1/2減額）の廃止（固定資産税・都市計画税）

【内閣府等4府省共管】

